

事務連絡  
平成15年2月24日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課  
老人保健課

### 「全国介護報酬・事業運営基準担当者会議」資料の訂正について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成15年2月20日に行いました「全国介護報酬・事業運営基準担当者会議」において、配付・説明いたしました資料に一部訂正が生じましたので、ご連絡致します。

つきましては、管内の政令指定都市及び中核都市等に対しましても、本事務連絡の内容をご周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

(訂正箇所)

P372

○都道府県における留意事項

①介護サービス事業者への適切な指導

・届出項目の追加・変更に関する留意点の上から4行目

#### <訂正前>

なお、場合によっては、既存の届出項目でも、届出が必要なものもあるので、留意すること。(別紙1「既存の介護サービス事業所の届出留意事項」参照のこと。)

特に、居宅介護支援事業者については、「1単位の単価に係る地域区分」が適用されることから、すべての事業者においては、「各サービス共通」の「地域区分」の届出が必要となるので、留意すること。

#### <訂正後>

また、場合によっては、既存の届出項目でも、届出が必要なものもあるので、留意すること。(別紙1「既存の介護サービス事業所の届出留意事項」参照のこと。)

なお、

①地域区分項目に係る地域区分の見直し(全サービス共通)

②居宅介護支援事業者に係る地域区分の導入

に伴う事業所台帳の更新については、現に台帳上、各事業所の住所地に係る地域区分が登録されていれば、改めて届出によらずとも、都道府県において更新可能であり、特段の事情がない限り、①又は②に伴う地域区分項目に係る介護サービス事業者からの届出は不要であるが、この異動情報は、国保連合会における審査にも使用するものであることから、国保連合会等へ必ず提供するよう留意されたい。